

議案第 66 号

木津川市行政地域設置条例の一部改正について

木津川市行政地域設置条例（平成 21 年木津川市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 11 月 29 日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）」の公布により「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、非常勤特別職の任用が厳格化されたことから、地域長等の身分を見直すなど、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市行政地域設置条例の一部を改正する条例（案）

木津川市行政地域設置条例（平成 21 年木津川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 6 条の見出しを「（地域長等の謝礼金）」に改め、同条中「報酬」を「謝礼金」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（守秘義務）

第 8 条 地域長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料（議案第66号）

木津川市行政地域設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 （略） （地域長及び副地域長）	第1条 （略） （地域長及び副地域長）
第2条 （略）	第2条 （略）
	<u>2 地域長等は、木津川市非常勤特別職とする。</u>
<u>2～4</u> （略）	<u>3～5</u> （略）
第3条～第5条 （略） （地域長等の <u>謝礼金</u> ）	第3条～第5条 （略） （地域長等の <u>報酬</u> ）
第6条 地域長等の <u>謝礼金</u> の額は、次のとおりとする。	第6条 地域長等の <u>報酬</u> の額は、次のとおりとする。
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）
2 地域長等が同一会計年度中に交代したときの <u>謝礼金</u> は、在任期間に基づいて日割り計算した額とする。	2 地域長等が同一会計年度中に交代したときの <u>報酬</u> は、在任期間に基づいて日割り計算した額とする。
第7条 （略） <u>（守秘義務）</u>	第7条 （略）
第8条 <u>地域長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u>	
<u>第9条</u> （略）	<u>第8条</u> （略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 6 6 号 木津川市行政地域設置条例の一部改正について	
担 当 課	総務課 庶務係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 2 9 号)の公布により地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、非常勤特別職の任用が厳格化されたことから、地域長等の身分を見直すなど、所要の改正を行うものです。	
提 案 に 至 る ま で の 経 緯	・平成 2 9 年 5 月 1 7 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 ・令和元年 9 月 4 日(及び 1 1 月 1 日) 地域長会役員会において法改正の概要を説明 ・令和元年 1 0 月 1 6 日 調整会議に付議 ・令和元年 1 1 月 1 2 日 地域長会議において報告 ・令和元年 1 1 月 1 4 日 政策会議に付議	
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり
	政 策 分 野	7 協働
	施 策	② 地域コミュニティ ア. 自治会など地域コミュニティの活性化
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度(年度) ☒ 複数年(年度)	
	地域長等 6 6 名分の災害補償保険料: 約 2 3 5 千円/年	
将 来 に わ た る 効 果 及 び 経 費 の 状 況	年間の経費としては、地域長等 6 6 名分の災害補償保険料 約 2 3 5 千円です。	

○木津川市行政地域設置条例

平成21年3月30日条例第4号

木津川市行政地域設置条例

(目的)

第1条 市内の地域全体の均衡ある発展と地域住民の自治活動の円滑な推進に資するとともに、地域との連携を深め市政の円滑な運営を図るため、別表に掲げる区域ごとに行政地域を設置する。

(地域長及び副地域長)

第2条 行政地域に地域長及び副地域長(以下「地域長等」という。)を置く。

2 地域長等は、木津川市非常勤特別職とする。

3 行政地域に地域長1人を置き、当該行政地域を代表する。

4 行政地域に地域長を補佐するため、副地域長1人を置く。

5 地域長に事故あるときは、副地域長がその職務を代理する。

(地域長等の役割)

第3条 地域長等は第1条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

(1) 市が発する情報及び連絡事項等の地域住民への周知及び市政の普及に対する協力並びに資料等の収集提供に関すること。

(2) 市政と地域住民との連絡調整に関すること。

(3) 市政運営に関し選任が必要となる委員等の候補者の推薦に関すること。

(4) 市が策定又は実施する各種行政計画及び事業計画に関して必要となる調査や資料の提供又は地域住民の意見等の取りまとめに関すること。

(5) 災害時等における地域住民への情報伝達及び被害等状況の調査報告に関すること。

(6) その他市長が特に必要と認めること。

(地域長等の委嘱)

第4条 市長は、行政地域内から推薦された者を、それぞれ当該行政地域の地域長及び副地域長に委嘱する。

(任期)

第5条 地域長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、行政地域の状況によっては、2年未満とすることができる。

(地域長等の報酬)

第6条 地域長等の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 地域長 年額 230,000円

(2) 副地域長 年額 105,000円

2 地域長等が同一会計年度中に交代したときの報酬は、在任期間に基づいて日割り計算した額とする。

(兼職禁止)

第7条 地域長等は、木津川市議会議員、木津川市常勤の特別職及び一般職を兼ねることができない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(木津町区長設置条例の廃止)

2 木津町区長設置条例(昭和35年木津町条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から適用する。

附 則(平成30年3月29日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

行政地域	関係区域
木津町地域	小寺町、三丁目、四丁目、五丁目、西町、三樹町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、木津南ガーデンタウン等の木津町区の区域
木津地域	峠町、燈籠寺町、上津町、北畑町、南畑町、片山町、第一向陽台、第二向陽台、橋本町、社町、城戸町、ファミリータウン木津川原田、木津グローバルマンション等の木津区の区域
本町西地域	中之島町、第二中之島町、北一丁目、一丁目、二丁目、旭友会、北川端町、南川端町、小川町、学園北町等の本町西区の区域
本町東地域	恵美須一丁目、恵美須二丁目、恵美須三丁目、恵美須四丁目、重衡住宅第一、重衡第二団地、殿城町、江戸町、泉町、北大路町、南大路町、川原田町、南清水町、駅前団地、警察官舎等の本町東区の区域
下川原地域	下川原町、泉川団地、千代田荘園、南後背荘苑等の下川原区の区域
宮ノ裏地域	サンプラザ、三晃苑、トキワ町、宮ノ東町、宮ノ裏町、宮ノ裏荘園、ヴァリエ等の宮ノ裏区の区域

木津東部地域	鹿背山区、梅谷区の区域
市坂地域	市坂区の区域
相楽南地域	曾根山区、大里区の区域
北之庄地域	北之庄区の区域
吐師地域	東吐師区、西吐師区の区域
兜台地域	兜台一丁目、兜台二丁目、兜台三丁目、兜台四丁目、兜台五丁目、兜台六丁目、兜台七丁目の区域
相楽台地域	相楽台一丁目、相楽台二丁目、相楽台三丁目、相楽台四丁目、相楽台五丁目、相楽台六丁目、相楽台七丁目、相楽台八丁目、相楽台九丁目の区域
東木津川台地域	木津川台1丁目、木津川台2丁目、木津川台3丁目、木津川台4丁目の区域
西木津川台地域	木津川台5丁目、木津川台6丁目、木津川台7丁目、木津川台8丁目、木津川台9丁目の区域
州見台地域	州見台一丁目、州見台二丁目、州見台三丁目、州見台四丁目、州見台五丁目、州見台六丁目、州見台七丁目、州見台八丁目の区域
梅美台地域	梅美台一丁目、梅美台二丁目、梅美台三丁目、梅美台四丁目、梅美台五丁目、梅美台六丁目、梅美台七丁目、梅美台八丁目の区域
城山台地域	城山台一丁目、城山台二丁目、城山台三丁目、城山台四丁目、城山台五丁目、城山台六丁目、城山台七丁目、城山台八丁目、城山台九丁目、城山台十丁目、城山台十一丁目、城山台十二丁目、城山台十三丁目の区域
里二本松地域	里区、二本松区の区域
加茂西部地域	高田区、観音寺区、大野区、法花寺野区の区域
新町地域	新町区の区域
船屋地域	南町区、西町区、中町区、東町区、中森区の区域
加茂駅東地域	兎並西区、駅東一丁目、駅東二丁目、駅東三丁目の区域
加茂東部地域	兎並区、山之上区、北区、小谷上区、小谷下区、銭司区、山田区の区域
瓶原地域	井平尾区、岡崎区、河原区、西区、東区、登大路区、仏生寺区、口畑区、奥畑区の区域
当尾地域	岩船区、東小区、大門区、西小区、南下手区、北下手区、森区、高去区、勝風区、大畑区、辻区、尻枝区の区域
南加茂台地域	南加茂台1丁目、南加茂台2丁目、南加茂台3丁目、南加茂台4丁目、南加茂台5丁目、南加茂台6丁目、南加茂台7丁目、南加茂台8丁目、南加茂台9丁目、南加茂台10丁目、南加茂台11丁目、南加茂台12丁目、南加茂台13丁目、南加茂台14丁目、南加茂台15丁目の区域
綺田地域	北綺田地区、南綺田地区の区域
北平尾地域	北平尾地区の区域
南平尾地域	南平尾地区の区域
高麗地域	神童子地区、北河原地区、椿井地区、北代地区の区域
上狛北部地域	上狛第1番地区、上狛第2番地区、上狛第3番地区、上狛第4番地区、上狛第5番地区の区域
上狛南部地域	上狛第6番地区、上狛第7番地区、上狛第8番地区、上狛第9番地区、上狛第10番地区の区域